

現場代理人兼務の取扱いについて

現場代理人については、大館市工事請負契約約款第10条第2項により常駐義務を課しているところだが、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行が可能な場合もあることから、一定の要件のもとに、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼務を認めることとする。

1. 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置できるものとする。

(1) 随意契約により工事を発注し諸経費調整の対象となっている場合。

(2) 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件をすべて満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、3件まで(災害復旧工事等(災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。)が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで)とする。

ア 市発注工事又は県発注工事であること。ただし、県発注工事については当該県が兼務を認めた場合に限る。

イ 工事現場がいずれも大館市内であること。

ウ いずれも請負金額が3,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満。)の工事であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。

2. 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式1「現場代理人の兼務申請書」(以下「申請書」という。)を発注者に提出し、承認を得るものとする。

3. 発注者は受注者より申請書の提出があった場合、その内容が上記1.(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には、様式2によりこれを承認する。ただし、発注者が常駐を必要と判断した場合は、この限りではない。

4. 上記3により承認を受けた後、契約変更等により上記1の要件を満たさなくなった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。

5. 施行期日

令和2年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

◆現場代理人を兼務する場合の手続きについて◆

I. 受注者は、現在従事中の工事の監督職員に「現場代理人の兼務申請書」を提出し、現場代理人の兼務の承認を受けてください。

II. 兼務する工事のうち最後に契約した工事についても「現場代理人の兼務申請書」の提出が必要となりますので、工事着手届関係一式及び上記 I で受けた兼務承認書の写しと併せて契約検査課に提出してください。提出後、監督職員に渡します。

III. 受注者は、「現場代理人の兼務申請書」を提出した後に、現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人に兼務がある場合は、現場代理人・主任（監理）技術者等変更届の提出時に併せて「現場代理人の兼務申請書」をそれぞれの監督職員に提出してください。

◆注意事項◆

・現場代理人は、工事請負契約約款第 10 条第 2 項において、工事現場の運営及び取締りを行うことが定められているため、本取扱いを適用し複数の工事の兼務を行う場合は、それぞれの工事現場について、正しく状況を把握した上で、適切な運営及び取締りを行うことが必要です。

・現場代理人の兼務要件の緩和により、主任技術者の専任義務が緩和されるものではないことから、「専任主任技術者兼務の取扱いについて」により、主任技術者の専任義務を要する工事で一定の要件を満たし同一の主任技術者が兼務し管理する工事にあつて、主任技術者が現場代理人を兼務する場合は 2 件までとなることに留意してください。